

(該当するものを○で囲むこと。)

1 身体計測

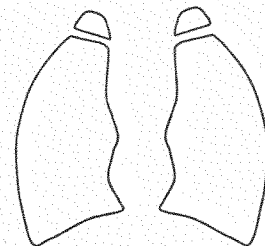
身長 \_\_\_\_\_ cm 体重 \_\_\_\_\_ kg

2 活動能力の程度

- ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
- エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3 胸部エックス線写真所見 ( 年 月 日)

- ア 胸膜癒着 ( 無・軽度・中等度・高度 )
- イ 気腫化 ( 無・軽度・中等度・高度 )
- ウ 線維化 ( 無・軽度・中等度・高度 )
- エ 不透明肺 ( 無・軽度・中等度・高度 )
- オ 胸郭変形 ( 無・軽度・中等度・高度 )
- カ 心・縦隔の変形 ( 無・軽度・中等度・高度 )



4 換気機能 ( 年 月 日)

- ア 予測肺活量 \_\_\_\_\_ L (実測肺活量 \_\_\_\_\_ L)
- イ 1秒量 \_\_\_\_\_ L (実測努力肺活量 \_\_\_\_\_ L)
- ウ 予測肺活量1秒率 \_\_\_\_\_ % ( $=\frac{イ}{ア} \times 100$ )

(アについては、下記の予測式を使用して算出すること。)

肺活量予測式 (L)

男性  $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢(歳)} - 2.258$

女性  $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢(歳)} - 1.178$

(予測式の適応年齢は男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

5 動脈血ガス ( 年 月 日)

- ア O<sub>2</sub> 分圧: \_\_\_\_\_ Torr
- イ CO<sub>2</sub> 分圧: \_\_\_\_\_ Torr
- ウ pH : \_\_\_\_\_
- エ 採血時の呼吸数 \_\_\_\_\_ 回/分
- オ 採血より分析までに時間を要した場合 \_\_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_\_ 分
- カ 耳朶血を用いた場合: [ \_\_\_\_\_ ]
- キ 継続して酸素吸入が必要であり、Room Airでの検査が実施できない場合は、下記の事項も記入すること。
  - (a) 酸素吸入直後に検査を実施 (酸素量 \_\_\_\_\_ l/分を \_\_\_\_\_ 分間吸入)
  - (b) 酸素吸入中に検査を実施 (酸素量 \_\_\_\_\_ l/分)

6 その他の臨床所見

障害程度等級表

級 別	呼 吸 器 機 能 障 害
1 級	呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの 呼吸障害のため指数の測定ができないもの 指数が20以下のもの 動脈血O <sub>2</sub> 分圧が50 Torr以下のもの
2 級	
3 級	指数が20を超え30以下のもの 動脈血O <sub>2</sub> 分圧が50 Torrを超え60 Torr以下のもの これに準ずるもの
4 級	指数が30を超え40以下のもの 動脈血O <sub>2</sub> 分圧が60 Torrを超え70 Torr以下のもの これに準ずるもの
5 級	
6 級	

活動能力の程度と障害等級との間にはおおむね次のような対応関係があるものとして、認定上の参考に用います。なお、活動能力の程度と呼吸器機能障害の程度とは必ずしも一義的な関係にあるとは限らないので、「活動能力の程度」だけを認定の基礎とすることは適当ではありません。

- ア …非該当
- イ・ウ…4級
- エ …3級
- オ …1級

様式 3

身体障害者診断書・意見書 (呼吸器機能障害用)

総括表 注意 原因となった疾病には、肺結核、肺気腫等原因となった疾病名を記入してください。

氏名	年 月 日生	男 ・ 女
住 所 京都府		
① 障害名	呼 吸 器 機 能 障 害	
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他( )	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	発生場所
④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)		
		障害固定又は障害確定 (推定) 年 月 日
⑤ 総合所見		
⑥ 将来再認定 (障害程度改善見込)		
要 (再認定の時期 年 月)		不要
⑦ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所 在 地		
診療担当科名	医師氏名 ㊦	
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入すること。]		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・ 該当する ( 級相当)		
・ 該当しない		

※ 障害区分や等級決定のため、京都府又は京都府社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。